

第二十四回 参議院 内閣委員会 會議録 第四十号

昭和三十一年五月九日(水曜日)午前十時四十一分開会

出席者は左の通り。

委員長 青木 一男君
理事 野本 品吉君
宮田 重文君
千葉 信君

委員

青柳 秀夫君
井上 清一君
木島 虎藏君
木村篤太郎君
西郷吉之助君
佐藤清一郎君
江田 三郎君
木下 源吾君
田畑 金光君
永岡 光治君
吉田 法晴君
堀原 茂嘉君
豊田 雅孝君
廣瀬 久忠君

衆議院議員

山崎 巖君
古井 喜實君

國務大臣

吉野 信次君

政府委員

法制局長 高辻 正巳君

事務局側

常任委員 杉田正三郎君
会専門員

本日の會議に付した案件
○憲法調査会法案(衆議院提出)

○委員長(青木一男君) これより委員
會を開きます。

○木下源吾君 きのういろいろお伺
いしたのですが、結局きのうの話では
私どもとしては、こういう調査会の必
要はないと、こう考えておるわけ
です。なぜならばあなたのおっしゃる民
主主義と平和主義と人権尊重のこの原
則というものを守るということになり
ますれば、現行憲法においてこれを改
正する、再検討をするというようない
具体的な問題はないように思ふのです。
そこではなほだ恐縮ですが、もつと具
体的に現行憲法のどこをどう改むとい
うにやろう、そういうお考えを具体
的に今述べていただきたいと思ふので
すが、たとえば今の民主主義と平和主
義と基本的人権の尊重の原則、これだ
けを確立しているならば、具体的にこ
の条文についてこういう所はこうだ
というところは言えるはずだと思つてお
るのですが、この点についてはどうで
すか。

○衆議院議員(山崎巖君) 木下さんか
ら、現行憲法に改正を加える必要のあ
ると思われる諸点について、御説明を
求められたわけでありませう。実は木下
さん御欠席の委員会におきまして、
一応私はその考えを述べたつもりであ
りますけれども、重ねてお尋ねでござ
いますから、もう一度繰りかえすよう
なことになると思ひますけれども申し
上げてみたいと思ひます。お手元に差
し上げておきます問題の順序に
従つて御説明を申し上げたいと思ひま
す。

まず前文についてありますが、前
文はお読みになりますとわかりませう
に、非常にその書き方が冗漫であり
ます。まただれが見てもこれは翻
訳であるというふうに見えるわけ
であります。またその内容におきま
してもきわめて消極的、他力本願的であ
ります。どういふ点かと申し上げます
と、この間の参考人の意見を求められ
た際にも廣瀬委員からもお話がござい
ましたように、前文の中に「平和を愛
する諸国民の公正と信義に信頼して、
われらの安全と生存を保持しようと決
意した」と、こういうことは私どもは
非常に他力本願的の考え方ではないか
と思ふわけでありませう。こういう点に
つきましては検討を加えたいというの
が私どもの考えであります。もとより
国民主権の宣言をはっきりいたします
ことは、まず第一に考えなきやなら
ぬ点でありますし、また個人の尊
厳、基本的人権の保障、平和主義及び
國際協調主義の原則を前文に明示する
ことも必要と思ひますし、同時に文
化の向上、国民の福祉、民族の繁栄に
対する理想と決意をはっきりここにう
たい出す必要があるのじやなからう
か、こういうふうに見えるわけであ
ります。

現行憲法の各章に從つて問題点を掲
げてございますから、この章に從つ
て御説明を申し上げますと、天皇の章
につきましても、調査会の基本方針は
たびたび申し上げますように、国民
主権の原則をいささかも変更する意圖
は私どもの調査会ではないわけであり
ます。一部の人の憶測するように、
天皇を主権者とするか、あるいは天
皇の地位を強化するとかいふような考
えは、今のところ議論としても出てお
らぬようなわけでありませう。ただ現在
の天皇の地位が象徴という言葉で書き
表わしてあります点において、ことに
第七条の国事行為との関係におきまし
て、天皇の地位が対外的に日本国を代
表するかどうかという点に非常な疑問
が起つておるわけでありませう。現に学
説等も、この憲法が明確でないために
いろいろの學説が出てきておるような
わけでありませう。こういう点をばき
りさせる必要があるのじやなからう
か、これが第一章についての意見であ
ります。

第二章の戦争放棄につきましても、
私どもの調査会の基本方針はもとより
平和主義を堅持し、國際協調主義を推
進することを基本としていたしておりま
す。ただ現行憲法の九条の、ことに第
二項をめぐりまして、從來から憲法違
反というふうな議論も国会を通じても
しばしば起つております。そういう点
を明確にしたい、する必要があるの
じやなからうか、憲法違反の議論の起
る余地のないようなことにする必要が
あるのじやなからうか、こういうこと
を考へておるわけでありませう。

第三章の基本的人権につきましても、
むろんその人権尊重の原則は堅持
することは当然でありますけれども、
さらに現在の個々の基本的人権と公共
福祉の関係、これも昨日の御質問にお
答えしましたように、この関係が現行
憲法では必ずしも明確を欠いておるよ
うな感じがなきにしもあらず、というよ
うな感じがいたすわけでありませう。そ
ういふ点をばきりする必要があるの
じやないか。また基本的人権の権利の
保障におきまして、たとえば現在の
憲法では、児童の保護につきまして
は、この児童の階級を禁止する規定が
ありますけれども、老人の保護、ある
いは寄るべき母子の保護という点に
つきましては規定が欠けておるような
次第であります。また現在の諸規定の
中でもいろいろの規定はございませう
けれども、たとえば勤労の権利、最低
生活、社会保険等に關する規定も
あるいは抽象的に過ぎはしないか、も
う少し明確にする方法があるはない
か、こういう点も研究課題の一つでは
なからうかと思ひます。またあるいは
科学の尊重、芸術の尊重、国費による
英才教育、こういう問題につきましても、
現行憲法の他の権利の条章と比較
いたしましてこれを加える必要があり
はないか、こういうことも考へてお
るわけでありませう。さらに家族の問題
でございませうが、戸主権中心の旧家族
制度を復活するという議論は私どもの

調査会では一つも出ておりません。ただ現行憲法が家庭生活ということについて何らの規定がない、各国の憲法を見ましても、家族の保護を規定してある憲法はほとんど各国の憲法にその例を見るわけでありませう。そういう点もあるいは憲法再検討の場合には問題の一つじゃないだろうか、こういうことも基本的人権の章では考えておるわけでありませう。

国会の章におきましては、参議院の問題につきまして、現在参議院の構成が果して両院制度の効用を十分發揮し得るやいなや、こういう点につきましても、両院の性格に適當な差異を設ける必要があるのじゃないだろうか、これは研究課題の国会における大きな問題の一つではなからうかと思ひます。またよく問題になります予算の増額修正、予算を伴う議員立法の問題、国政調査権の問題等につきましても、私どもとしては検討を加えたい、こういう考えであります。

また内閣の制度におきましては、国務大臣の罷免権、すなわち内閣総理大臣が国務大臣を任意に罷免し得る現行憲法が、果して適當であるかどうかというような問題もあるかと思ひます。また内閣の法律提案権、これはまあ大体現在では提案権ありという定説にはなっておりますけれども、なおこれについては異論が学界においてはあつたわけでありませう。また解散権につきましても、御承知のように第七條と第六十九條をめぐりまして、内閣に第七條によつて解散権があるかどうかという点につきまして、いろいろ從來から問題が起つておるわけでありませうから、そういう点を明確にする必要がありは

しないか。国会の承認を要する条約の範圍等につきましても、もう少し研究の余地がありはしないかというふうに考へておるわけでありませう。

司法の問題につきましては、昨日もいろいろ御議論がなされた、最高裁判所裁判官の国民審査の問題、それから裁判所の規則と法律との関係、御承知のように現在最高裁判所では裁判に關する規則の制定権を持っておりますけれども、これと法律の關係の調整について考へる要する問題がありはしないかという点もあるわけでありませう。

それから司法の問題につきましても、いふゆる憲法裁判所の問題であります。現行憲法の建前はいたしましては、法律自体を最高裁判所が審査し、あるいは違憲であるという決定をするもの、私どもは定説だと思ひますけれども、しかし、それにつきましても異論があるわけでありませう。いふゆる憲法八十二條だと思ひますが、八十二條の解釈をめぐりまして、法律自体についての違憲審査権もあるという説もあるわけでありませう。そこでこういう問題についてもなお、憲法裁判所を設けることがいいか悪いかは別問題にいたしまして、考へる余地があるような気がいたします。

それから財政の章につきましても、これも昨日具體的に例を申し上げましたように、慈善、教育あるいは博愛の事業に対しましてところの公金の支出を禁止いたしておりますが、これととも日本の現在の実態に合わないのじゃないか、こういうことが考へられるわけでありませう。

地方自治につきましても、私どもは今知事官選がいいとは思つておりませうが、現在の地方公共団体の長につきましては、御承知のようにすべて直接選挙ということに相なっております。この条文につきましてもいろいろ議論はありますが、私どもの解釈としては、直接選挙という制度であらうと思ひます。そういう制度につきましても、それ以外の何か選出の方法がありはしないか、こういうことも私どもは考へる余地があると思ひます。

また住民投票の合理化の問題、これも昨日具體的に申し上げましたが、現在の憲法の建前は申すまでもなく、公共団体の不利益になる場合に、住民投票の制度を設ける必要があるという立法の趣旨だと思ひますが、法文が明確を欠きますために、現在ではたとえば東京都に首都建設法というものを作ります場合には、東京都民が全部住民投票をしなければならぬ。熱海が国際観光都市になりますれば、熱海市民がすべてその法律に対して住民投票をしなければならぬ、こういう点が考へる余地があるように思ひわけでありませう。

憲法改正につきましても、その手続につきまして、日本の憲法ほど厳格な改正の規定が設けられておるのは、世界各國の憲法でも非常にまれであります。こういう点につきましても考へる余地があるような感じがいたします。条約と憲法との關係につきましても、いろいろ当委員会でも御議論が出ておるようなわけでありまして、これとしても今の憲法をもう少し明確にする必要があるのじゃないか。こういう

点実は問題点として、私どもの調査会では今いろいろ研究をいたしておるような次第であります。少し長くなりましてけれども、せつかくのお尋ねでございますから一応御説明を申し上げます。

○木下源吾君 前文についてのなんですが、前文が翻訳調である。これはやはり構文上の問題などは、実は憲法を改正するという問題の中には入らぬと思ひます。ただ消極的であり他力本願的であると、こう言われておりますが、大体この憲法はどちらかというと、国連集團安全というところに問題があるのであつて、従つて日本だけで獨自でという面だけではなく、やはり國際的に今後緊密にしかも互いに相寄り相助けしていく、こういうのが基本的になつておるのであつて、それをただ他力的なという一面的な面だけでは、これは割り切れないのじゃないか。なおさら今われわれのやらんならぬことは、全体としての集團安全保障ということか、そういうようなものをこれを基礎として進めていくことに努力せよとならないのじゃないか。こう考へておるのですが、今日御案内の通り、国連におきましてもそういう努力が続けられておるやうであるが、日本の場合にはどちらかというと、アメリカを中心とする自由諸國といふか、そういう側面に強く立つて、そうしているために、全体の集團保障ということに対してはかえつて障害になつてゐる。こういうふうに考へるのです。そこでどうして私どもはこの現在のような立場に立つてこの憲法を改正するといふのであれば、いふゆる全体、國際的な集團安全保障というやうなことを捨て

てかかるのじゃないか、そういうことを前提としてゐるのじゃないかというように考へられるのですが、こういう点についてのお考へはどうですか。

○衆議院議員(山崎巖君) 木下さんのお説のように、國際協調主義を推進することにつきましては全く同感でありまして、わが國としましては、一日もすみやかに國連加盟の日を私どもとしても心から切望をいたすものであります。ただ先ほど説き上げましたように、現行憲法の前文にありますが「平和を愛する諸國民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。」こういう規定がございますけれども、その後の國際情勢をこらんになりまして、諸國民の公正と信義に信頼して果してわが國の安全が保てるかどうか、また國民の生命保持ができるかどうかという点は、私どもはこの表現ではまことに消極的であり、他方本願的精神であると思ひわけでありませう。そういう点を今後の國際情勢の變転ということも思ひ合せますと、そういう消極的の考へ方ではわが國の獨立の完成をはかる上において不適當ではないか、こういう点から前文について検討を加えたい、これが私どもの考へであります。もとより木下さんの今お話になりましたやうな國際協調主義につきましては、私どもとしても今後できるだけ努力を払いまして、これを推進したいという基本的の考へであることは繰り返して申し上げる必要もないことと思ひます。

○木下源吾君 今お話のように私の根本的な考へに御同意されるならば、この前文を他力本願であるから書き直すんだということにはならぬ、消極的で

まして、何も日本が原爆を持つとか水爆を持つというような趣旨で申し上げておるのではないのでありますから、その点をよく御了承願いたいと思います。

○木下源吾君 一致はしておらぬようであります。

さらに進んでお尋ねいたします。

○吉田法晴君 関連して。ちよつと今、先に進むようですから、伺います。力の均衡によって平和が保たれるのだ、こういうまあ日本国憲法なり、それから私どもと全く違つた意見をお出しになつてゐるわけですが、憲法の建前なり、あるいは私どもの意見は申し述べません。あなたが、あるいは自民党、政府もそうでしょうが、平和は力の均衡によって維持される、こう考えられますならば、力の均衡というのは、これは二つの陣営があり、そして双方力を持つておる。そのブロックの均衡によつて平和が保たれる、こういうことでしょう。そうしますとね。先ほどお話しになる、日本を守るために云々、こういう日本を守るための力というものが一つの自衛の中の力の一部と申しますか、関連があつて、そしてそれが力の均衡、それによつて平和に貢献をする、こういう考えになるのですね。そうすると、それはどうでしよう、力の均衡によつて、(一)その通りだ(と呼ぶ者あり)その力の均衡の片方の力と、日本の力というものは全然関係ない、こういう工合にお考えになるのですか。お考えになるのなら、力の均衡によつて平和が維持されるという理屈は、これはお捨てにならないといけない。少くとも、何といふうか、米軍の駐留なり、あるいはアメ

リカと日本國との間の安條條約なり、行政協定なり、いろいろなものがありますが、その自由主義陣營なら自由主義陣營の中で力を持つ、こういうことと、そうすると、もしそれを否定せられるの中にはそれはあるのであります。そうすれば、力を持つという意味はございません。平和のために、力の均衡に貢獻するために兵力を持つという意味はございませんから、憲法の精神に従つて、この力によらないで、武力によらないで國際關係を片づける、こういう

変転ということも将来考えなければならぬ問題でございしますので、最小限度のわが国土を守るだけの自衛力というものは持つことが当然必要ではないか。こういうことを、二つのことを分けて申し上げましたが、あるいは誤解を生じたものかと思ひますけれども、私は、國際情勢の判断と、またそういう國際情勢下において、わが国としては最小限度の自衛力を持つ必要がある、こういうことを申し上げたのでございます。その点について、私は何ら矛盾はないと思ひます。

武力によらない。あるいは力によらない。平和主義というものが、これは出てくるべきなんです。その点はどうなんですか。(江田三郎君)さっきの答弁矛盾している」と述べ、さっきの答弁矛盾しているのですよ。(江田三郎君)今度は山崎さん、矛盾しないように答弁しないといけない」と述べ)

○吉田法晴君 重ねて。日本に攻めてくる国があるから、あるいはその危険性があるから、それを守るために力を持たなければならぬ、あるいは軍隊を持たなければならぬというのなら、それも一つの議論であります。私どもは、そういう前提もないし、それに、力あるいは軍隊でもって日本を守ると

○衆議院議員(山崎巖吉) 先ほど申しましたのは、現在の国際情勢に對して、する判断を申し上げたわけでありませう。先ほど木下さんから、一体世界平和というものが、軍備なんかを捨てても、とにかくそういう限界にきているのじゃないか。こういうお尋ねでございましてから、私も、現在の国際

いうことは、これは日本国憲法の予定するところではない。外国が攻めてくるといふ前提がない、こう考えておる、実際のにも、理論的にも。ところが、あなたたちはそうでないようにお考えですが、あなたは、今外国から攻めてくる危険性があるから云々ということじゃなくて、平和を守るには力の

情勢の判断としては、やはりまた力の均衡というものが大事なポイントじゃないかということを実は申し上げたわけであります。御承知のように、軍縮の問題にしましても、なかなか世界各國で話し合いがつかないという現状から見まして、私どもとしては、そういう判断をいたしたわけであります。

均衡によって守る以外にない、従って日本を守るために自衛力を持つべきだ、力を持つべきだ、こういうお話です。それから、国際的な力の均衡というものと、日本の力というものは、あなたの御説明では関連があった。だからそれは、国際的な平和維持の方法と、それから日本の力を持つということとは関

ういう国際情勢下でございまするから、わが国としては、この国際情勢の

係があるではございませんか。こう質問をしたわけでありませう。どっちなん

です。

○衆議院議員(山崎勝彦) あるいは私の説明が不十分だったために、誤解を生じた点があるかとも思いますが、私

は、現在の国際情勢の判断として、まだ武器を捨てた平和という時代は到来していない。また武器を捨てるといふところまで、その限界まではきていない。まだやはり力の均衡という時代ではなからうか、こういう判断を申し上げたわけであります。また今、吉田さんから御指摘のありましたように、今すぐどの国が攻めてくるというよう

なことは私ども考えておりません。しかし、遠い将来を考えて、国際情勢はいつどういふふうに変転するかもわかりません。そういう場合に、日本としては、国土を守り得るだけの自衛力は持つ必要があるのではないか。この二つの考え方を一つにして申し上げましたから、あるいは混淆したような

ことにお聞きとりになったかもしれませんが、私としては、別にそれは考えているわけでありませう。

○木下吾源君　その問題は、非常に重大な根本的な問題でありますので、まあ皆さんにも非常に意見もあり、質疑もあろうと思うのですが、私は私なりにこの問題を一つお尋ねしようと思う

のです。

実は、ここに書いてあります「人間相互の關係を支配する崇高な理想」というように書いてある。そうしてこれを「自覚」して、「平和を愛する諸國民の公正と信義に信頼」する、こう書いてありますことについてですが、これがどういふように御解釈になっておるの

か。それによつてこの憲法にいわれるところの恒久平和というものが明らか

になる、こう考えますので、この点を

一つ、どういふようにお考えになつておるかをお尋ねしたいと思うのであります。

○衆議院議員(山崎巖君) もとより、先ほども申し上げましたように、平和主義に徹するという点につきましては、この憲法にもございますようには、「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚する」という点につきましては、私どもはますますこの精神を生かしていかねばならぬと思うわけ

言葉が、いかにも諸国民の公正と信義に信頼すれば、わが国の安全も国民の生存も保持することができる、この書き方につきまして、この点が非常に消極的であり、また他力本願的な書き方ではなからうか。こういう点については、前文の検討の場合に適當な言葉を

見出したい、これが私どもの考えであります。重ねて申し上げますけれども、平和主義に徹する精神におきましては、木下さんの御所論と全然同感であります。

○木下源吾君　私のお尋ねしておるのは、人間相互の関係を支配する崇高な理想、こういうことをどう理解してお

られるか、具体的に……。

それからもう一つは「諸国民の公正と信義」これをどういふように御理解になっておるか。これをお尋ねしてゐるのです。

○衆議院議員(山崎巖君) 「人間相互の關係を支配する崇高な理想」と申しますのは、これはもう書いてあります

通りに、高く理想を掲げたものであると信じます。

それから「平和を愛する諸国民の公

正と信義に信頼し、」と申しますのは、外国いづれの国も、常にその諸国民は公正であり、また常に信義を重んず

る、こういう前提のもとに、この前文はできておるものと思います。

○木下源吾君 どうもあまり、あなたのおっしゃることが私の尋ねておることと離れております。『人間相互の關係を支配する崇高な理想』、こう書いてある。この内容についてのあなたの考えを私はお尋ねしておるので、ただ、ここに書いてあります通りであります。

それからもう一つ「諸国民の公正と信義」ということも、これもあなたはどいう解釈をしておられるかということによつて、おのずから「恒久の平和を念願して」と、こう書いてある文字が、内容が生きてくるのではない

か、こういうつもりで、おそらく私のお尋ねしておる中からは、力の均衡だとか、自衛力を持つていいということにはならぬのじやないかと私は考えておるので、「その通り、その通り」と呼ぶ者あり）それをお尋ねしておるのであります。

○衆議院議員（山崎巖君） お尋ねの趣

旨が、実ははっきりつかみかねるわけでありますが、「人間相互の關係を支配する崇高な理想」ということは、私は、ここで書いてある以外に、この意味を説明するに、何もつけ加えることにはないと思います。どういうことを具體的にお尋ねになっておりますか、具體的な御質問がありますれば、それに

お答えを申し上げたいと思うわけであります。

○木下源吾君　そういう御答弁をなさる。そうしてこの憲法を改正するため調査会を作る。それが私は、非常に危険ではないかと、こう考えておる。いわゆるこの「人間相互の関係を支配する崇高な理想」というのは、当時マズリー号上で、日本に占領に来たマッカーサーが宣言した言葉をあなたは御承知であらうと思いましたが、私はこの全部を礼賛するわけではない。けれども、その中に人格の尊厳という言葉があったと私は記憶しておる。やはり賢明な山崎さんもそれを御承知であると思う。私は、だいぶ長くなって、このごろ物忘れして、物覚えが悪いから、あるいは間違っておるかもしれない。あの中に人格の尊厳という言葉が私は明らかにあったと思う。いわゆる人格の尊厳ということが人間相互の関係を支配する崇高な理想ではないか、こう考えますが、あなたはどのようなお考えでございますか。

○衆議院議員(山崎肇君)　御説のように、人格の尊厳ということとは全く同感でありまして、それもこの各条文の間であります。大きな理想の一つであろうと思ひます。マッカーサーの言葉を御引用になりましたが、その御引用を待つまでもなく、わが国憲法におきましても、人格の尊厳ということとは一つの基本的な原則として掲げておりますことは、木下さんも御承知の通りであります。

○木下源吾君　これを御承認になれば、人格の尊厳とは具体的にどのようなことだと、それをお尋ねしましょう。

○衆議院議員(山崎肇君)　人格の尊厳の内容を申せというお話であります。

が、これはどういうことをお聞きになつておられますか、私にその御質問の趣旨がわかりません。そこで、もう少しはっきり、どういふことを御答弁していいか、もう少しその質問の方を詳しくおっしゃっていただきたいと思ひます。はなはだ恐縮でございます。

○木下源吾君　そういうことを私からうまでもなく、あなたは自民党を代表して、こゝういう重大な憲法の改正を意図して、調査会を作らうと言われる人が、そのあなたが一体今のようにな御答弁では心細いですね。人格の尊厳というのは、具体的に、おのおの互いにその人の人格というものを尊重し合うということでもあります。(全くだ)と呼ぶ者あり)そうじゃありませんか。(笑聲)アメリカが白人であるから、日本の顔の色の黄色い者を軽べつする。黒人であるからこれを軽べつする。金がないから軽べつする。いろいろそういうようなことは、これは人格の尊厳にはならぬ。華族であるから平民を下に見る。いいですか。こういうような、人間自体に等差をつけて、そうしてお互いを尊び合ふといふことが、そもそも平和をこれは傷つける、平和を侵す基本的な問題である、こういうことではないか。そこでここに「人間相互の関係を」云々と書いてあるのは、いわゆる人格の尊厳、互いに、人は人間である以上は、その人格といふものを認め合ひ、尊重し合つて、ということなのでしょう。それをあなたはどう御解釈するかわからないでもって、この憲法を改正しようといふことは、とんでもない話じゃありませんか。(笑聲)失礼、失礼、私はそうは言わな

い。(笑聲)御存じであらうと思うけれども……私の問い方が悪かったと、私の方から訂正しておきます。

いずれにいたしまして、こゝういふことは、ここの中だけで、笑いながらでもいいから、お互いに確認しておく必要がありまふ。そうでないといふ憲法を基本的に改めなければならぬといふお考えが出てくるのではないかと、こゝう思ひますので、そこでお尋ねします。

マッカーサーが十年前ですか、八月の何日ですか、ミズリー号の上で宣言した、今の重光外務大臣が行つて受けたわけですね。この人格の尊厳、人間相互の関係を支配する理想というものは、あなたはいらぬとおっしゃるか。

○衆議院議員(山崎肇君)　人格の尊厳ということは、これはもう人類普遍の重大な原則だと考えております。

○木下源吾君　その次だ「平和を愛する諸国民の公正と信義」といふことを、もう一応一つあなたから説明願ひたい、わかりやう。もうこれは、私は説明しませんよ。(笑聲)

○衆議院議員(山崎肇君)　この点も、別に私から特別にこの字句の御説明を申し上げる必要はないように私は思ひます。ここに書いてある通りにお読み下されば、おのずからその解釈ははっきりすると思ひますが、どういふ点を御質問になったのか、その点も私わかりにくいのでございますので、あるいは木下さんからこゝういふ趣旨じゃないかといふことをおっしゃれば、それについて申し上げまふ。

○木下源吾君　そこで、いづれも平和といふものが乱れる根本を書いてあるのですね、ここには、不均衡であれば、これは平和にはならぬ。子供が乳をほしがつても、一人によけいやり、一人によけいやらぬといふと、お母さんの乳でさえもかきむしる。不均衡といふものは平和にはならぬ。いわゆる公正でなければならぬ信義とは、互いに偽わらない、疑われない、これがもう信義といふものの内容であることは、これは中学校の生徒でもわかつておる。それで、日本の場合、果して公正と信義を今日守つておられるかどうか、これをまず反省してみねばならない。それを、私は善意で疑つておるとは申しません。けれども、私のめがねに赤い玉をつけておけば赤く見えるね、相手は。そうでしょう。青いめがねをかけておれば相手が青く見えるですね。けれども、御自分では、自分のめがねをかけておることを何にも言わないで、向うの方が青いとか赤いとか、こゝういふように断じてしまふことは往々にあるんですよ。そうでございます。いましやう。そうすると、相手を疑ふことになる。侵略してくるだろうと、私どもは何べんか国会で聞いておりますが、断定的に侵略してくるといふ具体的何物も説明聞かしたことがないです。皆さんからばかりじゃない、政府から。だがしかしおびえておる。それはどういふことか。それは自分でめがねに色のついたやつをかけておる。自分が侵しそうな考えを待ておる。いいですか。それゆゑに私は、こゝでは大切な憲法を今何するのだから、その点まで深く考慮をする必要があるのだ。そのことは、すでに過ぐる大戦によつて明らかにされたことでありう文句が現れてくる、憲法の中に、

前文に出てくることは、まことにこれは当然ではありませんか。この点についてどうですか。

○衆議院議員(山崎肇君)　わが国として、公正と信義を守らなければならぬといふことにつきましては、私どもは全く御同感であります。色めがね云々の御質問がございましたが、それは具体的にどういふことをおさしになつておられますか、私にはわかりませんけれども、むしろその精神といたしましては、わが国として公正と信義をあくまでも守つてゆくという建前に立たなければならぬことは当然であらうと思ひます。

○木下源吾君　公正と信義をあくまでも守つておれば、いわゆる軍隊を持つての自衛力、そういうものの必要があるかないかは明らかである、こゝう私は考える。今日、隣りの中国は、私も行つて見ましたがね、侵略すると思つておる。戦争をみずから進んでると考へておる。行つて見るとわかりまふ。もう四才ぐらいの子供の教育に、母親が叱つたり打つたりすれば、幼稚園の先生からひどくたしなめられるような教育が行われてゐるのを私は見て参りました。幾多の事例を見て参つておるが、かかる具体的な問題を見せつけられて、中国が侵略してくるとはごうも考える人はないと思つてすよ。だがしかし、侵略してくる、こゝういふふうに考える人々もたくさんあるのです。こゝういふのは、みづからさういふめがねをかけて、日本が過去にやつたやうなことが一番平和になる、東洋平和のためなればというので、鉄砲のたまになつて皆死んでしまふ。それをやり繰り返さなければ、恒久平和という

ものができないのだと考える、めがねをかけているのじゃないか、これを私はお尋ねしている。断じてそういうことはありませんか。

○衆議院議員(山崎肇君) 現在の国際情勢下におきまして、私は侵略がただちに起るというふうには考えもしませんし、そういうことを申し上げたわけではございません。ただ、遠い将来を考え、また国際情勢というものを、必ずしも現在のままで進んでいかないという点を考えまして、わが国としては、最小限度の自衛の力を持つ必要があるのじゃないか、これが私どもの考えであります。ただ、この点につきましても、木下さんのような、これは必要ないというふうな御議論もあるわけでありまして、そういう点こそ、一つ憲法調査会ができましたら、その調査会におきまして、十分論議を戦わして、そうして適当な結論を得ることが私は最も必要だ。そういう意味におきましても、憲法調査会の必要が私どもは痛感されるわけでありまして。

○木下源吾君 それは逆ですよ。そんなことは必要がないから、ないために、私は現行憲法の条章、この字句に書いてあることで御質問しているのだから、それはお考えは自由であります。さて、みずから守るということは、これは力が全部ですか。

○衆議院議員(山崎肇君) むろん国を守るためには、まずなんらかのいろいろの問題が起りましたときには外交手段に訴える。そうして外交手段で問題を解決するということが第一段だと思えます。しかし、それがなお成功しない。そうしてさらに侵略でも起りました場合に、国を守るということではな

ればならぬと思うわけでありまして。

○木下源吾君 この憲法ができましたから、あなたがたがおっしゃるような外交手段で解決しないで力でやらなければならぬという事態が何かあったんですか。

○衆議院議員(山崎肇君) 具体的にそういう事件があったというところをここで申し上げるものはないと思います。そういう事件があった事実の前に立つて、何故に今それを強調しなければならぬか、どういふことで強調しなければならぬか、憲法まで改正してやらなければならぬこの理由が承わりたい。

○衆議院議員(山崎肇君) 現在の日本の安全は、申すまでもなく日米安全保障条約によりまして、また日米行政協定によりましてアメリカの駐留軍が日本国の安全の処置に當っておることは御承知のことでありまして。ただし、もしから安保条約という、行政協定といふことを、永久という言葉を不適当と思ひますが、長くこれを残すということは一漸次日本の方をつけて米軍の撤退を求めていくという方向に進むことが、日本の独立体制の整備のゆえんだらうと、こういうふうに見えるわけでありまして。

○木下源吾君 そうするとこの憲法を改正すれば、アメリカ軍が撤退するところを考へておられるのですか。

○衆議院議員(山崎肇君) この憲法の改正によりまして、直ちに日米安保条約あるいは行政協定をやめるというわけにはいかぬと思ひます。これは私が申し上げるよりも、むしろ政府当局あ

るいは防衛庁長官から申し上げるのが適当かと思ひますが、私の考えを申し上げるならば、直ちにこれを廃止するといふわけにはむろん参らぬと思ひます。ただ漸次日本の自衛力が充実していきまう段階につれて、駐留軍の撤退、減少をはかるという方向へいく以外には道はないだらうかと思ひます。

○木下源吾君 事実についてお尋ねしましょう。あなたは当初から力の均衡によつて平和を維持する、こういう御見解ですね。今日、ある時よりは非常に平和の波が高くなつてきた、これは御承認になるかと思ひます。これは力の均衡のためであるか、あるいはその他の原因のためであるか、この点についてはどういふお考えを持っておられますか。

○衆議院議員(山崎肇君) 現在の国際情勢が平和の方向に向つておるだらうという判断につきましては、木下さんと私も同感であります。ただ、それが、何が原因かといふお尋ねでございますが、それは先ほども申し上げましたように、私どもの判断として、力の均衡といふこともございまして、また外交の成功といふこともございまして、いろいろの要素が含まつて今日の国際情勢が生まれ出てきておると考へるわけでありまして。

○木下源吾君 外交折衝と力の均衡の關係以外にはお考えありませんか。

○衆議院議員(山崎肇君) いふいろいろの要素があると思ひますが、今申し上げたようなことは一つの重要な要素じゃないかと思ひます。木下さん何をその点お考えになつておりますか、私どもちよつと判断がつかか

ねるのであります。

○木下源吾君 お考えになつておる事実を……朝鮮戦争が休戦になつた、ヴェトナムが停戦になつた。これは御承知の通り数年の戦いをやめたのであります。これは時日が長い間かかったけれども、お互いの話し合いできまつたんですよ。ヴェトナムの問題はジュネーブにおける会議によつてこれはきまつた。そうであるが、なるほど戦争で非常な苛烈な戦いが、力の均衡もあつたけれども、必ずしも力は均衡がとれておつたとは考えられない。朝鮮においては海軍戦術をとつておる、一方は海軍戦術をやつた。これは力、あなた方のおっしゃる力というだけの問題ではない。しかもこれが休戦になつた、停戦になつたといふことは、ただ一つ全人類が何とかして平和を、戦争をやめねばならぬ、戦争というものをなくさなけりやうと、当面の原水爆というものをなくさなけりやうと、戦争愛好者が幾らやつてもやつても、一方は力を持たない人類社会のこの従来の植民地の、ことに被圧階級の人々の心の中での決意が、戦争をなくさなけりやうと、原水爆をやめてもらはなけりやうと、こういう決意があつたといふふうになつたのであります。具体的には話し合いによつて、それは言うまでもなく平和共存の方向によつてでしょう。それが御承知の通りジュネーブにおけるところのあのヴェトナムの停戦になると同時に、あれほど力に依存してその政策を進めておつたフランスが孤立してアメリカへ帰つてしまつた。アメリカはこの力の政策を巻き返しとあるいは追い込みとか言つておる。あの政策をやつて

おつた共和党が中間選挙に敗北したでしょう。決してこれは力の均衡や外交ではありせんよ。私はそう考へている。全人類が平和を愛好する全人類が戦争を防止せよとやらぬといふ決意がこう進んでおる。そのために吉田内閣も、ダレスにつながつておる内閣も倒れたじゃないですか。従つて鳩山内閣ができた。こう私は一連の歴史的出来事を知つておる。このような平和を愛好する全人類のなかに對して、力をもつて平和を維持しようといふような考えは、一部、一握りの人々より以外は今はないわけですね。これはその一握りの中に日本は孤立しようといふ方向をたどつておるのではないかと私は……。

この憲法を今改正するといふ意図は何であれ、具体的なこの事実を私はあなたにお尋ねしておつても、この平和憲法の精神というものは惜しむらくは徹底しておらない。むしろこういう調査会なんといふものを作るよりも、進んで平和憲法の精神を国民の前に津々浦々まで浸透せしめるといふ努力を払うといふことが政治家の任務ではないかと私は思ふ。この点についてはどうお考えになつておられますか。

○衆議院議員(山崎肇君) われわれといたしましても平和主義に徹するといふたぐいまの木下さんの御所論につきましてはたびたび繰り返して申し上げましたように、全く同感であります。憲法改正の問題を検討いたしまする場合にも、これを基本原則として堅持していこうと申し上げておるわけでありまして。決してわれわれは力によつて問題を解決するといふような考へ方ではない。ただいま木下さんの御所論の

すのは、現行憲法が独立を否定してゐるものと何かという前提の下に申し上げておるわけではございません。ますますこの憲法の内容を充実いたしまして、わが國の繁榮、あるいは國民の幸福、福祉増進、こういう点を主眼にして考へているわけであります。もとより現行憲法の非常に長所でありまして、木下さんのいろいろお説もござい

ました平和主義、あるいは民主主義、あるいは人格の尊重すなわち基本的人権の尊重というような原則につきましては、これをどうもゆるがさず、あるては、これを堅持していきたい、こういう精神のもとに憲法の再検討をやりたい、これが私どもの趣旨であります、決して木下さんのたゞい、まの御所論と私は何ら食い違いは、ま

ます。

○木下源吾君 そうしますと、提案者はこの調査会を作ってやる仕事は大体限定されてきたと私は思う。それは冗漫である法文を簡潔にするとか、言華づかいを直すとか、それから手続的に解釈がいろいろになる問題を、それを明確にするとか、こういう点に限定するものであるというようにお聞きしたのですが、間違ひありませんまいな。

○衆議院議員（山崎巖君）　そういう点ももとより検討の題目になることは当然であらうと思いますが、それだけでは決してございません。先ほどもくわしく最初に御質問がありましたので、では繰り返して申し上げたわけなんです、が、問題点を掲げましたその問題、今面的にわたりまして御検討をこの調査会でいただきますと、こういうのが、どもの考えであります。

義という理想につきましては、何ら私どもはこれを変更するということを申し上げたことは一ぺんもございませぬ。これはますます堅持していきたい。

ということとは、繰り返して申し上げたことによりまして、御了承を得たいと思うわけであります。決してこの憲法改正にうんと力をもって、その力によつて平和を維持していこうという趣旨でないことは、もう繰り返して申し上げる必要もないかと思うわけであります。

○木下源吉君 私はまだ民主主義、それから人権の問題でお尋ねしたいと思つてゐるのですが、実は少しからだをいためてゐるので、少し休んでやつていただきたいと思ひます。休憩を一つお願いいたします。

○委員長(青木一男君) 暫時休憩して、一時半から再開いたします。

午後零時二十二分休憩

午後一時五十三分開会

○委員長(青木一男君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

○田畑金光君 吉野さんと山崎さんにお尋ねいたしますが、自民党の調査資料を拝見いたしました。天皇の地位についていろいろ再検討される意向を明らかにされておられるわけでありまして、これに関連いたしましてお尋ねいたしましたことは、御承知のように明治憲法の時代においては日本帝国憲法と皇室典範というものが日本の成文憲法をなしてゐたわけでありまして、ところが新憲法のもとにおいては、こういう成文憲法の二元性といふものをやめて、一元性を確立しておられるわけでありまして、明治憲法時代になぜ皇室典範といふものを成文憲法の中に入れたかといふことは、いふまでもなく、皇室に関する事柄については議会のコントロールの外に置こうという現われであり、反民主

主義的な性格を持っていたものと言へようと思ひます。今回、憲法改正を論議され、また天皇の地位の問題についていろいろ検討されるわけでありまして、このことは当然皇室典範の問題についてもお考えになつておられると思ひますので、一つ皇室典範に関しましてどういふ考えをお持ちであられるか、これを承わりたいと思ひます。

○國務大臣(吉野信次君) まず私からお答えいたしますが、政府の方では具體的にどういふ現在の憲法の条項を改正するか、しないかといふことは何らきめてゐないわけでありまして、ただ憲法を全般的に検討するといふことはよろしいであらうといふことだけでございまして、憲法の内容については何ら意見を持っておりませんから、従つて今お尋ねになりましたことにつきましてもお話しするほどの準備は私持っておりません。

○田畑金光君 山崎さんの方では一つ自民党の憲法調査会についてどういふ取扱ひをこの問題についてなされておるか、伺いたしたいと思います。

○衆議院議員(山崎巖君) 天皇とそれに関連する皇室典範の問題でございまして、天皇の章について私どもが問題点として掲げておりますのは、この調査資料に載つております範囲でございまして、皇室典範の問題を全面的に改正するか、そういうことはまだ一向検討に入っておりません。事実そうなのであります。ただそれについてはお前の考えはどうだといふあるいは御質問になるかと思ひますが、私どももいたしましては、むしろ現行憲法の国会の決議した方針、この方針を変えることは考へておりません。

○田畑金光君 今はそういう考え方があるかと思ひますが、いずれにいたしましても、憲法の全面的な改正を主張されておられる現在の政府、与党でありますから、当然その一環として皇室典範の問題等についても將來取り上げられる時期がくるものと私は見ておられるわけでありまして、山崎さんはこの兩者の間に關係はないと言ひ切られるのかどうか、もう一度重ねてお尋ねいたします。

○衆議院議員(山崎巖君) 自由党時代あるいは改進黨時代に憲法の検討をいたしました際にも、皇室典範の問題で現行法の原則を変えるという意見はほとんど出なかつたように記憶いたしております。今度の自由民主党の憲法調査会におきましても、この問題はまた全然検討をいたしておりませんし、また議論のないところを見ますと、現在の憲法の第二条の趣旨を要するといふ意見は今までもかつて出ておりませんし、また今後もおそらく、私はそういう意見等については多く出ないのではないかと、わが党の調査会におきましては、しかしながら、内閣にできまして調査会におきましてこの問題をどういふふうにお扱いになりますかは、これは設置後の問題であらうと考へるわけでありまして。

○田畑金光君 山崎さんの御答弁であります。昭和二十九年の十一月五日の自由党憲法調査会の改正案要綱を讀みますと、その説明書の中に明確に加えられておられるわけでありまして、今般自民党の調査会資料として出されましてこの案を拝見しますと、かつての自由党時代の憲法調査会の改正案要綱とはほとんどこれは同一の精神、ねらい方

においても大体これはほとんど言つていくらいに同じところを問題点として取り上げておられるわけでありまして、その要綱説明書によりまして、こういうことが書いてあるわけですから、皇位繼承については、皇室典範第一条を改正し、皇男子なき場合は皇女子がこれを繼承するものとする。皇女子が皇位を繼承する場合におけるその配偶者は一代限り皇族待遇を受けるものとし、摂政となることができないうこととする。これは言うまでもなく皇室典範の第一条が皇位繼承の資格として「皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを繼承する。」この点に關しまして、當然將來予測されるような事態に對処して、これを単に皇男子のみに限定しないで皇女子にも皇位を繼承しよう、こういうふうに明確にうたわれておられるわけでありまして、取り上げられておられるわけでありまして、ましてや今日の憲法の精神から見ましても、あるいはイギリスの王室等の現在の姿を見ましても、皇位繼承の問題等については、当然これは男系の男子のみといふことでなく、こういう皇女子が繼承するといふこともあり得ると思つたわけで、現に、あなたは取り上げてないとおっしゃるけれども、ちゃんと説明書に載つておるのであります。でありますから、これは日程に上つてくると思つたのですが、御存じないといふのはちょっとおかしいですね。

○衆議院議員(山崎巖君) 私の申し上げ方が非常に足りなかつたと思ひます。私の申し上げたのは、第二条の皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところによること、この国会の統制といひますか、国会がきめた皇室典範によるこの原則について何らの議論はなかつた、こういうことを申し上げたつもりでありまして、あるいは言葉が足りなかつたと思ひます。今御指摘になりました、私もはっきり実は記憶を新たにいたしました。その女帝の問題といひますか、女帝の天皇といひますか、その問題は自由党時代には議論になつたことを記憶をいたしております。しかしこれは結論的にそういうふうになるべきものであるといふふうな、私はこの要綱にはそういうふうにはっきりは出てなかつたように記憶いたしております。論議の対象としてはそういう問題があつたことは間違いないと思ひます。従つてそういう問題は、皇室典範の内容に關する問題でありますから、憲法調査会におきましてもあるいは今後論議される問題かと思ひますが、しかし現在の自民党の憲法調査会におきましては、まだこの点については何らふれてないことは先ほど申し上げた通りであります。また、内閣にできましてどういふ問題が取り上げられることも、私はあるいはそういう機会がきやしないかといふことは予想はいたされませんが、むしろんそれがどういふ方向に向かうかといふことは、これは調査会自体の問題でございまして、調査会の御審議に待つ以外にはなからうかと、こういうふうにお考へるわけでありまして、先ほど申し上げ方が非常に不足いたしましたので、その点は追加して、ただいまの答弁で一つ御了承をいただきたいと思ひます。

○田畑金光君 山崎さんが旧自由党時

神宮とかあるいは明治神宮に對する一つの信仰的な最近の傾向というものは、どうも復古的な傾向が非常に強い。それがあゝる意味においてはまた明治憲法のもとにおける祭政一致といふか、そういうような一つの現われと見ざるを得ないわけでありますが、こういう点について提案者としてはどういふ考えを持っておられるか。さらに具體的に申しますと、天皇の權威を確立するために、いろいろ国事行為についても再検討されて、相当追加される御予定のように見受けるわけでありませう。こういうような点等を見ました場合、われわれといたしましては、かつての祭政一致のあの明治憲法の政治から今日の新憲法のもとにおける政治の発展というものを振り返りましたときに、時代の進歩というものを抹殺するといふか、再び逆行する、こういう危険を感じるわけですが、この点について提案者はどのようにお考えになつておられるか、承わりたいと思ひます。

○衆議院議員(山崎巖君) 私どもはたたびたび申し上げておりますように、國民主権の大原則はあくまでも憲法再檢討の場合にも堅持して参りたいと、こういう前提で考えておることは申すまでもないところであると思ひます。また天皇の国事行為につきまして、自由黨の憲法調査会の結論として、現在の國事行為にやや追加をしておる要綱ができておつたかと記憶いたしておりますが、こういう問題につきまして、今のわが黨の憲法調査会におきましては、自由黨の案も検討いたしておりますが、あのままでいいかどうかといふことにつきましては、私どもはむしろ

る疑問を持つておるのであります。新たな立場で国事行為についても検討を今續けておるわけでありませう。なお自由党の憲法調査会におきまします結論が、天皇は元首として国を代表する、この言葉が非常に世にあるいは明治憲法の復活をはかるものではないかというふうな誤解も生じておるようでありませう。従いまして、元首という言葉につきましても非常に慎重な検討を要するといふのが私どもの方の調査会の態度であります。決して天皇の政治上の実権を強化するといふような考え方は、現在の調査会におきましても、一人も持つておらぬのが事実でございます。従いまして今御心配のようなことは明治憲法への郷愁というふうなことは毛頭考へておりませんことを重ねて申し上げておきたいと思ひます。

○田畑金光君 元首という点については大へん慎重を期されておるようでありませうが、その御説明はわかりませうけれども、自民党の憲法改正資料を一貫して流れる思想に、あるいはその方向に、われわれが追及して参りましたときに、名称は元首という名称を用ひようと、実体は元首という名称を用ひようと、これが偽りない今の自民党の考え方であり、政府の考え方であると考えております。問題はそれから元首とは何かといふことになってきやうと思ひます。いろいろ憲法書等を見ましても、元首の性格としては、行政権の首長たる地位と国の対外代表権を意味しておる、こう書いてあるわけでありませう。要するに行政権の首長たる地位と対外代表権、この二つを持つ者が元首である。あるいはまた二つとも兼ね備へるというところは近代的な憲法政治の

もとにおいては實際上存在しない。君臨すれども統治せず、こういうふうな考え方からすると、対外的な代表権を保有している、こういうふうな点で元首といふように呼ばれておるわけでありませう。こういうふうなことをわれわれが考へてみましたとき、お手元の配布された資料を拝見しますと、天皇が対外的に国を代表することを明らかにしよう、それがために国事行為について以下かくかくのものをつけ加へたい、こういうのが皆さんの考え方であるわけでありませう。要するに今の象徴としての地位は非常に不明確である。この象徴的な地位に国の代表をなされる権能といふものを付与するため、国事行為といふものをさらに追加される、こういう考え方であるわけでありませう。そういうふうに、私たちがこ

う見ても参りましたとき、名称、名目はいかような名目を使ふかはこれは別といたしまして、国を対外的に代表される、こうなつて参りますと、これは当然元首の地位といふものを私は予想しなければ、今日の憲法學説上それは私は説明できぬ、説明がつかない、かように考へるわけでありませう。たとえばこれは東大の宮沢教授の憲法書であります、元首といふのは国の首長のことで、外に向つてその国を代表する権能を持つ國家機關である。君主制のもとにおいては君主は通常この意味の元首である。ところが現行憲法のもとにおいては、日本の天皇はそういう権能を持っていない。そこに皆さん方がいろいろ心配されておる不明確な地位だ、こういうことになつてこ

うか。○衆議院議員(山崎肇君) 大体田畑さんのお話の通りに、私どもの考えをいたしましては、対外的に国を代表する者を明確にしたいと、こういう考えはあるわけでありませう。およそ各各の憲法を見ましても、国の代表者が非常に不明確であるといふような憲法は、私どもは非常に驚いて見当らないような気がいたしましたのであります。そこで現在の憲法はいろいろ不明確なために、學説としても、日本の国を代表する者が天皇であるといふに言い切れる人もあります。また天皇に言い切れる人もあります。あるいはまた天皇と總理大臣であるといふに言い切る人もあります。あるいはまた天皇と總理大臣が代表権といふは、代表する場合におのおの分担をしておるといふ説もありませう。こういうふうな現行憲法につきましても、非常に国の対外的な代表者といふものがはっきりしない、と、こういう点は憲法再検討の場合に十分に検討に値する問題じやないかと、これが私どもの考えであります。

○田畑金光君 そうですね、さういふことを考へておられるわけですから、元首という言葉はともかくとして、国の対外的に代表をなされる方は天皇であるといふ考え方のもとに憲法改正を考慮されておると私は思ひますが、そう解釈してよろしいかどうか。

○田畑金光君 そうですね、さういふことを御説明を承りますと、結局提案者として、あるいは提案者といふよりも自民党としては、現在の憲法のもとにおいて、対外的にだれが国を代表するか、いろいろ憲法論争の上においても分れておるし、憲法において不明であるからして、その不明を明確にして参りたい。さういふ意味において、天皇といふものを対外的に国の代表とする國家機關にはつきり規定してもらいたい、さういふことだと考へるわけですが、今の御答弁はそのように受け取つてよろしいかどうか。

○衆議院議員(山崎肇君) 私の先ほど御答弁申し上げました趣旨はその通りであります。ただしさういふ場合におきましても、天皇に行政の権限を、實質上の権限を与えるといふ点は全然考へておりません。ただ国を代表するものが天皇であると、対外的に天皇であるといふ点を明確にする必要がわが現行憲法ではあるのではないかと、さういふ点を再検討の場合に検討をしてみたいと、これが私どもの考えであります。またわが党の憲法調査会におきましてもその点を種々検討をいたしておることは事実であります。

○田畑金光君 そうですね、さういふことを考へておられるわけですから、この間から繰り返して質問しておりますように、それははっきりと天皇を元首の地位に据えられる、さういふことにならうと思ひます。象徴という言葉で

もつて今お話しのような天皇が対外的に日本を代表される、さういふような一つの法律の構成あるいは解釈の確立、さういふこともできやうかと思ひますが、はつきり申しますと、要するに今までの憲法上の常識から言つて、天皇を元首の地位に据えられる、さういふこともおかしくないと思ひますが、どうですか、この点。

○衆議院議員(山崎肇君) 昨日も畑さんからもいろいろ御意見が出ましたのであります。各各の憲法を見ましても、必ずしも元首といふのはつきりした言葉を使つておられる例は十カ国以内くらいであると思ひます。しかしながら、その国の憲法といへども、何人がその国を代表するといふことははっきりしておると思ひます。従いまして私どもは元首という言葉が非常に誤解を生ずるならば、他の適當な言葉もつけようでありませうし、さういふ点は憲法調査会におきまして十分の御審議を願ひ、適當の結論を得ていただきたい。これが私どもの考えであります。しかし繰り返して申し上げますけれども、天皇に實質上の権限を与えるといふことは毛頭考へておりませんことをつけ加えて申し上げておきたいと思ひます。

で、先ほど申し上げたように、国事行為の追加の中に明確に出ておられますが、そのほかにも統帥権の問題等々も関連して当然取り上げられてくるかと考えられるわけでありまして。たとえば、自民党の資料によりますと、軍の最高指揮権は内閣総理大臣に置いて、政治に對し軍事の從属を明らかにしよう、統帥権の独立を、どこまでも統帥権の独立の弊害は防止することにしよう、とするに、要するに総理大臣に統帥権を持たすといつても、いろいろ政局の変動によつて變つていく政體總裁であり総理大臣である、そういうことになつてくると、軍事に對するいろいろ不安、動搖が起きてくる危険性がある。こうなつてくると統帥権といふものは単に総理大臣にある、それだけで十分でない。そこに何らか軍に權力を付与しなければならぬ、そういうような意味において天皇に軍の名譽的な地位について、あるいは軍の精神的な中心にすわつても、こういうふうなことも当然出てくると考えられるわけでありまして。お話のように、元首にしても政治上の實権は何も天皇には付与しない、それはその通りであるかもしれないが、同様に實際の統帥権は総理大臣が握るとしても、さらにその上に名譽的な地位といふものを天皇に付与する、こういう形といふものが生まれてくるとわれわれは見ております。それはなるほどそうなつてくると、實質的には天皇は何ら政治權力を持たないといつても、結局名譽的な地位といつても、明治憲法のもとにおいてもまさにその通りの、國務大権について、天皇は何ら實質的な權力は持つていなかった。輔弼ということによつ

て、あるいは内閣が、あるいは総理大臣が、國務大臣が輔弼の責に任じていた、そういうようなことも明治憲法のもとにおいてすでにとられておる。そういうことをわれわれが考えたとき、先ほどの答弁を承わつておりますと、元首になられるということが、今言ったような統帥権等の問題についても、十分憂うべき現象が、將來あるいは危険な性格が出てくるものと私たちは見ておりますが、この点についてどうお考えになりますか。

○衆議院議員(山崎肇君) 田畑さんの御心配でありますけれども、私どももいたしましては、かりに憲法九条第二項が改正に相なりまして、国力相應の、相當の最小限度の自衛力、これがはつきり憲法の上で認められたといふ場合におきまして、その最高指揮権といふものは當然に内閣総理大臣並びに国会の統制下に置くべきものと考へております。また今、自由民主党の憲法調査会におきまして、その方向に検討を進めておるわけでありまして、御心配のような往時の軍閥の再現でありまして、あるいはまた統帥権の独立であるとか、こういう弊害が絶対に起らないように、この軍の最高指揮権の問題は確立をすべきものだと思へており、またそういう意見が党内の調査会におきましても圧倒的であるといふことを申し上げておきたいと思ひます。

○田畑金光君 將來とも天皇と統帥権との關係については全然何らの關係もないのだ、またそのような關係は絶対に憲法の中に取り入れられないのだ、こういうふうに断言されるのであるかどうか。ことに私がこうお尋ねいた

しますのは、あなたはまだお説みになつていないわけですが、先ほど私が読み上げた旧自由党の憲法改正要綱説明書の中にこういう言葉が出ておるわけですね。それは「政體の總裁たる内閣総理大臣に軍の最高指揮権が歸すること、元首になられるということが、今言ったような統帥権等の問題についても、十分憂うべき現象が、將來あるいは危険な性格が出てくるものと私たちは見ておりますが、この点についてどうお考えになりますか。」

○衆議院議員(山崎肇君) 自由党時代の憲法調査会におきまして、たゞいま田畑さんの御指摘のような議論があつたことは事実であります。しかしその結論といつたしましては、その説は結局取り入れられなくて、軍の最高指揮権は内閣総理大臣にあるいはまた国会の統制のもとに置くということになつた。現に私は記憶をいたしております。現在の自由民主党の憲法調査会におきましても、その考えをもつて今調査を進めておるわけでありまして。將來内閣にできまう憲法調査会におきまして、そういう議論が出ないといふことはこれは保証はできません。しかし私どもの考へは今申し上げたような方向で調査を進めておると、これは現在の段階におきまします事実でございます。

○田畑金光君 あなたの御答弁を聞いておきますと、今はあるいはわれわれとしてはそういう考へを持っていないが、今後できる憲法調査会の中等においてはそういう問題が取り上げられるかもしれない、こういう答弁で一貫しておるわけでありまして。先ほど私の質問いたしました皇室典範の問題について、今お尋ねいたします天皇と統帥権との關係等についてもさうであります。われわれはその後持たれる憲法調査会においては取り上げられるかもしれない、このしれないといふことが、突き詰めていくと、皆さん方は

つながつてこようかと思つたのです。そういうようなことを考えたとき、あなたの方の古き調査会の中ですでに論議されたといふこの統帥権と天皇との關係といふものは、決して今後起り得べからざる杞憂ではない。私はかように考へますが、この点どうでしょうか。

○衆議院議員(山崎肇君) 自由党時代の憲法調査会におきまして、たゞいま田畑さんの御指摘のような議論があつたことは事実であります。しかしその結論といつたしましては、その説は結局取り入れられなくて、軍の最高指揮権は内閣総理大臣にあるいはまた国会の統制のもとに置くということになつた。現に私は記憶をいたしております。現在の自由民主党の憲法調査会におきましても、その考えをもつて今調査を進めておるわけでありまして。將來内閣にできまう憲法調査会におきまして、そういう議論が出ないといふことはこれは保証はできません。しかし私どもの考へは今申し上げたような方向で調査を進めておると、これは現在の段階におきまします事実でございます。

○田畑金光君 あなたの御答弁を聞いておきますと、今はあるいはわれわれとしてはそういう考へを持っていないが、今後できる憲法調査会の中等においてはそういう問題が取り上げられるかもしれない、こういう答弁で一貫しておるわけでありまして。先ほど私の質問いたしました皇室典範の問題について、今お尋ねいたします天皇と統帥権との關係等についてもさうであります。われわれはその後持たれる憲法調査会においては取り上げられるかもしれない、このしれないといふことが、突き詰めていくと、皆さん方は

んとうの腹の底であらうと見ざるを得ないのです。この問題についてはこれはこうなつて参りますと、何と皆さん方が弁解されて、あるいは現行憲法のよき精神は決して後退せしめないとお話になりまして、國民は納得しないと思つたのです。私の尋ねているような不安は多くの國民が、今政府の唱へておる、与党の唱へておる憲法改正の將來の構想といふものはこういうものであらう、大よそこれは以心伝心持つておるわけでありまして。そういうようなことを考えたとき、ほんとうに現行憲法の平和主義あるいは主權在民、あるいは基本的人權の尊重、民主主義の擁護、こういう大きな柱を守つていこうとするなら、天皇と統帥権とに關する問題は、今後設置されるであろうこの憲法調査会等においてもこれは論議の當然の外になければならぬ問題だと私は考へますが、その点についてもう一度一つ提案者の考へ方を承わりたいと思ひます。

○衆議院議員(山崎肇君) 私は先ほど申し上げましたように、かりに憲法九条が改正されまして国力に相應の最小限度の自衛力といふものが憲法上はつきり認められたといふことに相なりまして、その最高指揮権はあくまで内閣総理大臣あるいは国会の統制のもとに置くべきものであるといふ考へを持つておるわけでありまして。ただ私どもはそういう考へを持つておりますけれども、憲法調査会が内閣にできまして、その調査会においてどういふ議論が出るかといふことを今から予想しまして、これはもう絶対に天皇と統帥権の問題と關連のあるような議論は出ないであらうといふことをここで、私

○田畑金光君 將來とも天皇と統帥権との關係については全然何らの關係もないのだ、またそのような關係は絶対に憲法の中に取り入れられないのだ、こういうふうに断言されるのであるかどうか。ことに私がこうお尋ねいた

はこの憲法調査会ができる前から保証するわけには参りません。こういうことを申し上げておるわけであり、場合に、私どもの考えをできるだけ主張したいと考えておる次第であります。しかもその考え方は、今申し上げますように、軍といふものか、自衛力といふものか、その最高指揮権はあくまで内閣総理大臣並びに国会の統制下に置くべきものである、こういう考え方であることを繰り返して申し上げます。

○吉田法晴君 今の御答弁を繰り返しますと、自由党の憲法調査会では、自衛軍に関する最高指揮権を天皇の権限に加うべきだといふ有力な意見があったけれども、今はそうではない、こういうことを言っておられますが、その点は自由憲法調査会の改正案要綱の中に、自由党にはこれはあったということを書いてあります。前の方は読みませんが、「政党内閣の総裁たる内閣総理大臣に軍の最高指揮権を帰することに對し、政局の變動等により軍に不安、動搖を与えるおそれのあることを考慮して、天皇が軍の名譽的地位に於て、その精神的中心になるような構想も主張された」、これははつきり書いてあります。そこでこれは御否定にならないと思ふのですが、もう一ぺんそれについて、自民党としては、それから今の提案者には、そういう考えはないのだ、はつきり御否定になりますか。あるいは自民党の人はそういう意見はおそらくそのまま受け継がれておるのであります、強さはともかくとして、あるのか、その点一つ。それからもう一つは、総理大臣が国会か、こ

うお話、非常にその辺がはつきりいたしません、これは総理大臣が指揮権を持つということになりますと、これは行政の長が、内閣総理大臣として指揮権を持つ、こういうことになる。それから国会が持つということになりますと、これは立法機関、国会が最高機関であるかといふことは大へん問題でありますけれども、一応行政機関ではないといふことはたゞしきりして、その国会が軍に對する指揮権と申しますか、あるいは行動に對する決定をするかどうかといふ点も含まれておるのだと思ふのでありますけれども、総理大臣が持つということ、国会が持つということとは、これは大きな違いであります。かりに最小限度の自衛組織を持つとしても、一兵といへども、一艦といへども国会の監督のもとに置くべきだ、こういう強い主張がございます。従つてその辺をあいまいにされることは、私は論理的でないだけではないと思ふので、その点は明らかに一つしていただきたいと思ひます。

○衆議院議員(山崎巖君) 自由党の憲法調査会におきまして、たゞいま吉田さんの御指摘のような議論のあったことは、この記録の通りだと思ひます。ただいま私どもの考えは先ほどはつきり田畑さんに申し上げましたように、いかなる場合におきましても往時の軍閥の圧制、統帥権の獨立のごとき弊害を生じないように、軍隊の最高指揮権はあくまで政府及び国会の統制のもとに置く考えであります。国会と政府との關係であります、かりにそういう組織ができました、その組織に對しては、たとへば軍ができました場

合にその編成、これは法律によることは当然であらうと思ひます。またその予算につきましても当然国会の議を経べきものであると思ひます。その他国会の持ちます監督権は至るところに私は及んでいくものと思ひます。ただ實際の指揮をする者がだれであるかといふことになりま、やはり政府の最高責任者であります内閣総理大臣といふことになると思ふわけでありまして、国会と政府との關係はその点では私は明瞭になることと信ずるわけでありま。

○吉田法晴君 重ねておそれ入ります、前のような統帥権が獨立をして、政治のコントロールの外に出てしまふ、こういうことは繰り返したくない、これはわかりま。それはそれでわかりま、しかしらばそういう意思がどういふ建前になることによつて異なるか、そこが問題だらうと思ふ。これはかりにあなたたちのような自衛軍を持つべきだといふ御意見にしても、具体的な方法だらうと思ふ。ここには「天皇が軍の名譽的地位に於て、その精神的中心になるような構想も主張された」、それから別のところに宣戰講和の布告は天皇がやる、こういうことが自由党案の中にあるわけだ。そうすると前のような統帥権の獨立というものはこれは避けた、そうして政治から離れて軍隊が一人歩きをする、こういうことはやめたいと言われるけれども、天皇が宣戰布告をされる、宣戰講和の布告を天皇がするとなつた、ちの案に書いてある。それは単に軍の名譽的地位にあると書いてありましても、あるいはそれが精神的地位であるといふことになつても、具体的に別

に宣戰講和の布告といふことが書いてあれば、これは進言があつても、まあ進言と天皇との關係は、政府との關係は別にあれたいし、すけれども、そうすると天皇で宣戰講和、まあ講和の方とあつて、軍を戦争に動かす、こういうことは天皇のこの権限としてできる、それは進言がありましようとも、こういうことになれば、これはあなたの言われるような統帥権の獨立といふものはなくなるはずなんだけれども、なくなるという希望を持ってもらえる、あるいは説明をされる、説明をされまけれども、そうならなくなるこれは可能性が出てくるわけでありま。そこで抽象的な表現でなくて、宣戰、講和の布告といふことについての天皇の規定をされることと関連して、自民党の中にどういふ考え方—それをやらんのだと言われるなら、これは別問題です。天皇が軍の名譽的地位に於て、その精神的中心になるような構想もない、あるいは宣戰布告も天皇の国事行為の中に加える考えもないと言われるなら、そんな承知いたしま。しかしそういうものがある限りにおいて、言われるようなそれは、希望的な観測になります。そこでもう少し具体的に御説明願ひたい。

○衆議院議員(山崎巖君) 自由党時代に憲法調査会の結論をいたしまして、天皇の国事行為の中に、宣戰の布告、講和条約の締結といふような点が掲げられていることは事実だと思ひます。しかしその考え方も、むしろ宣戰にいたしましても、講和にいたしましても、国会の議を経た上で天皇がこれを決定せられる、こういう建前であつた

かと考えられるわけだ。(国会はないうです)と呼ぶ者あり)しかし宣戰布告でありますとか、講和条約の締結の中に、この再検討の場合にうたうか、うたわんかといふことは、これは非常に私は問題だらうと思ひます。今自由民衆で検討いたしましては、その点まではむろんいつておりまけんけれども、私自身といたしましては、宣戰の布告とか、あるいは講和条約の締結といふことを予想して、憲法の中にうたうといふことについては、非常な問題だらうと考えておるわけでありま。

○田畑金光君 今個人としてはこう考へるというお話があるわけですが、けれども、要するに今の自民党の憲法改正に對する考え方をみますると、第一に国民よりも国会といふものに強い地位を与へる、第二には国会よりも内閣に強い地位を与へよう、第三には内閣よりも天皇に高い地位を与へよう、こういう一貫した思想が流れてゐるわけでありま。これは旧自由党の資料等を見ましても、国の安全と防衛、この中には、たとへば今も話が出ておりました、軍の編成、維持、こういうような問題等について、あるいはまた戦争並びに非常事態の宣言、軍事特別裁判所、軍人の政治不関与並びに權利義務の特例等、軍事に關する最小限の規定を設ける、また国防に協力する國民の義務並びに戦争または非常事態下における國民の權利義務の特例について別途考慮する、こういうように國民の權利の制限あるいは國家に對し行政權の強化、こういう思想が強く流れてゐるわけでありま。私はついでにお尋ねしておきま、先ほどの御答弁の中

兵役法というか、あるいは徴兵法というか、必ずしも全面的な徴兵ばかりでないかも知れませんが、そういうものが法律で規定し得る根拠になるのではないか、こういうことをお尋ねしたのであります。それにまず御意見を願いたい。

○衆議院議員（山崎巖君） 先ほどからたびたび申し上げるように、私どももが国土防衛の義務ということについて、現行憲法検討の際に検討をいたしておりますのは、兵役義務を前提としてこういう意味の検討をしておるものではないということを申し上げておるわけであります。いわば道義的な義務といえますか、そういう範囲で検討しておることを御了承をいただきたいと思ひます。

○吉田法晴君 ところがそれは、憲法上にはそういう規定を設ければ、法律であるいは兵役の義務といいますが、そういうものを規定することができるとなるじゃありませんか。自由党のこの調査会の改正案要綱を見ても、「旧憲法の兵役の義務を削除したのは第九条の武装放棄の結果として当然であるが、云々と書いてある。お認めになつてゐるじゃありませんか。兵役の義務を削除したのは、第九条の武装放棄の結果として当然であらう。そこでこの第九条を変えて、国土防衛の義務というものを憲法上掲げるならば、それから兵役の義務を引き出すこともできるだらう。あるいはその他の徴用というか、国土防衛にいろいろな義務を課する法律を作ることができる。あるいは兵役の義務の中に徴兵制度を入れるか入れないか、それはわかりませんが、そういう法律を規定し得るではないか、そういうことが可能になるではないか、こういうお尋ねをしている。それを御否定になるでしょうか。それは憲法の規定は一般的な規定でありますから、そこからそのまま徴兵制度あるいは兵役の義務が出てくるとは、それは言えぬかもしれぬ。言えぬかもしれないけれども、そういう法律を作り得るこれは結果になる。そのことは自由党にしても、逆に兵役の義務を削除したのは九条で武装放棄をした結果だ、だから「外敵の侵入等の場合之を防衛することは国民の当然の義務であるから」、「これを憲法に明記すべきである。」こう書いておられる。どうなんですか、それは。ごまかさぬで答弁して下さい。

○衆議院議員(山崎巖君) 私どもが国土防衛の義務を検討課題として掲げておりますのは、先ほどから繰り返して申し上げますように、徴兵義務というやうなことを前提として考えておるものでないことは申すまでもない点であります。ただ国土防衛の義務というものを掲げますと、それから当然に徴兵の義務ということが法律的に、法律をもつて規定されやせぬかというお尋ねであります。そういうことを私どもは考えておるわけじゃございませぬ。またソ連の憲法等を見ますと、国土防衛の兵役義務と徴兵の義務というものはつきり書き分けて規定されておるやうな実例もあるわけでありまして、ただ私どもの検討しておりますのは、兵役義務というものを、繰り返して申し上げますが、前提としての国土防衛の義務ということではないことをはつきり御了承をいただきたいと思つてあります。

○吉田法晴君 それではもう一回重ねて聞きますけれども、それでは徴兵制度の、これは国民皆兵というか全面的な徴兵制度、あるいは選抜徴兵制にしても、徴兵制度を全然実施するつもりはない、そういう意味のことを意味するやうな根拠になるやうな九条の改正から出てくるやうな憲法の改正というか、条文も書くつもりはない、こういうことなんですか。そうするとそのほかに残るものは何と申しますか、先ほど来お話がございましたが、急迫不正の侵略の場合に国民が国土を防衛するその他の義務ということになる。あるいはそれは竹槍を持ってあれするのとか、ほうきを持つてするのか、バケツを持って走りかけるのか、しりませんけれども、とにかく何といひますか、法律によつてその具体的なあれは規定をするでしょうが、兵役の義務の残す国土防衛の義務というものを規定したい、そうするとたとえば今自衛隊なり何なりについて精神的な支柱がない云々という話がありますが、それとこの憲法の改正とは関係がないのだ、少くとも国土防衛義務という点から言いますならば、自衛隊の精神的な支柱がないから云々ということからくる国土防衛の義務とか、そういうものを規定する考えはないのだ、こういうことなんだでしょう、もう少し明らかにしていただきたい。

○衆議院議員(山崎巖君) 私ども、国土防衛の義務というのは、繰り返して申し上げますが、徴兵義務を前提として考えておることではございせん。ただ、国土防衛は国民が防衛に當るといふことが、私どもは道義的にも当然考え得られる問題である、こういう点を検討しておるわけでありまして、ただ徴兵の義務ということになりますと、これは非常な重要な問題であります。また先ほどあげましたように、各国の憲法を見ましても、徴兵の義務というものは特に一条を掲げておる憲法もあるわけでありまして。そういう点も、徴兵の義務ということをかりに考へるとしますならば、私は国土防衛の義務のほかに、憲法におきましてもあるいははつきり別に規定を設ける必要があるいは起りはしないか。私どもは少くとも徴兵の義務ということを前提としてこの防衛の義務を考えておらないことをはつきり申し上げたいと思ひます。

で、本日はこの程度で散会いたします。
午後三時二十四分散会